

伊佐市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月29日（月）午前9時04分から9時32分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (22人)

会 長 13 番委員

委 員

農業委員

- | | |
|-------|--------|
| 1 番委員 | 7 番委員 |
| 2 番委員 | 9 番委員 |
| 3 番委員 | 10 番委員 |
| 4 番委員 | 11 番委員 |
| 5 番委員 | 12 番委員 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 番推進委員 | 9 番推進委員 |
| 2 番推進委員 | 10 番推進委員 |
| 5 番推進委員 | 11 番推進委員 |
| 6 番推進委員 | 13 番推進委員 |
| 7 番推進委員 | 14 番推進委員 |
| | 15 番推進委員 |

4. 欠席委員 (3人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 1 番委員 12 番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前9時04分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和6年度第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。非常に暑い日が続いております。熱中症等に気をつけて活動をよろしくお願いいたします。また、総会終了後に農地バンク制度の説明及び研修会を計画しておりますのでよろしくお願いいたします。
本日の議事録署名委員を指名いたします。1番農業委員と12番農業委員にお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから2ページで、農業経営基盤強化促進法による解約が8件うち、中間管理機構経由解約が3件です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転について説明いたします。

整理番号1番の譲渡人は、鹿児島市名山町4番3号に所在する、公益財団法人Kで、譲受人は、伊佐市大口山野に所在する、認定農業者で農地所有適格法人のS株式会社です。農地中間管理事業の農地売買等事業による所有権移転売買です。

土地の所在地は、伊佐市大口小木原字大代1698番2で、地目は田、地積は1,823㎡です。

申請地は、山野小学校から南東へ約700mに位置する農用地区域内農地に指定されているよく管理された農地で、売買価格は450,645円です。

農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画のうち、所有権移転に係る報告については以上になります。

ひき続き、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の貸借について説明いたします。

7ページの総括表をご覧ください。期間は3年から10年で面積は98,310㎡で利用権を設定する者の数が11人、設定を受ける者の数は5人です。土地の詳細につきましては、資料4ページから6ページ、番号1番から11番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から4番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。整理番号1番

	について、9番農業委員の報告を求めます。
9 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る7月28日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。 申請人 MAさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は59歳です。 渡し人 NAさんは、福岡県北九州市八幡西区則松に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口山野字岩渕953番2ほか6筆、地目は全て田、地積は7筆合計で6,602㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名、通作距離は約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号2番、3番について、2番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る7月24日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。 申請人 MKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は71歳です。 渡し人 YYさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は71歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2705番5ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で2,068㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名、通作距離は約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。続きまして、整理番号3番について同じく7月24日に調査しましたので報告します。 申請人 YTさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は77歳です。 渡し人 YYさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は71歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字青木元2757番ほか3筆、地目は全て田、地積は4筆合計で6,903㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し

		ないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として2件とも全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	整理番号4番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る7月18日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。 申請人 KHさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は57歳です。 渡し人 KSさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は86歳です。 申請地は、伊佐市大口平出水字松ノ前228番2、地目は畑、地積は591㎡の所有権移転贈与になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番から4番については許可が決定いたしました。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数4件について、4件の許可が処分決定いたしました。 ————— 議案第3号 —————
議	長	議案第3号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 農 業 委 員	議案第3号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る7月24日に、申請人の立ち合いが出来ないため、代理として事務局の立ち合いのもと、5番推進委員、7番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告します。 申請人は、出水市麓町にお住いの Y T さんです。 申請地は、伊佐市大口鳥巣字平瀬 2343 番で、地目は畑、地積は 1,141 m²です。 申請地の所在地は、園田公民館から南西へ約 130m に位置しており周囲の状況は、北側は山林、東側は宅地、西側も宅地、南側も宅地であります。 非農地になった時期及び理由としては、昭和 55 年度に宅地を建てその敷地として使用し農地としての機能は無くなり現在に至っているとのことです。 調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると 3 名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。議案第3号「非農地証明願」については、1件の申請のうち1件の非農地証明が決定いたしました。
議 長	その他、事務局お願いします。
事 務 局	総会資料の最終ページをご覧ください。7月の月例報告をいたします。 5日(金)7月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され、事務局が出席しております。24日(水)現地調査を一斉に行いました。本日29日(月)第4回農業委員会総会です。8月の行事予定ですが、5日(月)8月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、23日(金)が現地調査予定、27日(火)令和6年度県農業委員会大会が鹿児島市内で開催予定、

	29 日（木）が第 5 回農業委員会総会です。月例報告は以上です。
議 長	その他、皆様から何かございませんか。 （「なし」という声、あり。）
事 務 局 長	以上で、令和 6 年度第 4 回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。 【終了時間 午前 9 時 32 分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 番

伊佐市農業委員 12 番